

## 財産の移管等について

### 1 制度の概要

#### (1) 財産的基礎

- ・地方独立行政法人（以下「法人」という。）は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。（法第 6 条第 1 項）
- ・地方公共団体でなければ、法人に出資することができない。（法第 6 条第 2 項）
- ・法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。（法第 6 条第 4 項）

#### (2) 定款上の記載

- ・法人の定款には、資本金、出資及び資産に関する事項を規定しなければならない。（法第 8 条第 1 項）

法人の資本金については、別表に掲げる資産を広島県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として広島県が評価した価額の合計額とする。（定款第 27 条）

#### (3) 権利義務の承継等

- ・移行型法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（未償還の地方債債務を除く。）のうち、議会の議決を経て設立団体の長が定めるものは、法人成立時に承継する。（法第 66 条第 1 項及び同施行令第 9 条）
- ・出資財産として承継される権利に係る財産の価額は、法人成立の日現在における時価評価額とし、評価に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。（法第 67 条第 3 項、第 4 項及び同施行令第 10 条）

### 2 県立広島大学の法人化基本方針

#### 財産的基礎及び財産の処分

県が現物出資する財産は、現に大学の用に供している土地及び建物とする。  
上記にかかわらず、県は、建物については、新大学開学及び法人化に伴う改修が終了する平成 21 年度以降に出資することとし、出資するまでは無償貸付とする。

### 3 論点

土地、建物及びその他の財産について、どのように法人に移管するか整理する必要がある。

#### 4 実施素案

財産移管に関する基本方針	
1	県が現物出資する財産は、現に大学の用に供している土地及び建物とする。
2	1にかかわらず、県は、建物については、新大学開学及び法人化に伴う改修が終了する平成21年度以降に出資することとし、出資するまでは無償貸付とする。
3	県は、工作物、物品等は無償譲渡する（財産管理表のとおり）。
4	上記にかかわらず、庄原キャンパスについては、土地に権利関係の未整理な部分があるため、県は法人化移行時に土地、建物、工作物及び樹木を無償貸付することとし、建物を出資する平成21年度以降に併せて出資又は無償譲渡する。

#### 5 財産移管スケジュール

年月	事項	内容
18.2	出資財産の確定	法人化検討会議において、出資財産の範囲を確定し、定款（別表）へ記載した。
18.8～10	物品等の現物確認	無償譲渡する物品等の現物確認を実施する。
18.9～11	不動産鑑定評価	出資する不動産の鑑定評価を実施する。
18.12	出資関係議案の県議会への提案	権利の承継、財産の無償譲渡及び重要財産指定条例を県議会に提案する。
19.2	法人設立認可申請	総務大臣及び文部科学大臣に対して法人の設立認可申請を行う。
19.4	県から法人への財産移管	法人において不動産の所有権移転登記を行う。

## 財 産 管 理 表

区分	取 得 価 額		備考
	50万円以上	50万円未満	
土地	資産 【出資】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島及び三原キャンパスは出資</li> <li>・ 庄原キャンパスは無償貸付</li> </ul>
建物	非資産 【無償貸付】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修が終了する21年度以降に出資(取得価額に応じて資産・非資産)</li> </ul>
図書, 美術 品・收藏品	資産 【無償譲渡】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減価償却せず除却時に一括して費用化</li> </ul>
工作物・樹 木・知的財 産権	資産 【無償譲渡】	非資産 【無償譲渡】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島及び三原キャンパスは無償譲渡</li> <li>・ 庄原キャンパスは土地同様無償貸付</li> </ul>
物品	資産 【無償譲渡】	10万円以上	10万円未満
		非資産 【無償譲渡】 (管理物品)	非資産 【無償譲渡】

(注1) 「資産」とは、貸借対照表に計上する固定資産である。(耐用年数1年以上。計上基準は国立大学法人と同様50万円)

(注2) 物品等に係る取得価額は、承継時点における時価を取得価額とする。